



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
11月20日(金)  
号 外  
第 64 号

## 目 次 規 則

○肥料取締法施行細則の一部改正..... 1

### 規 則

#### 栃木県規則第六十一号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和二年十一月二十日

栃木県知事 福田 富一

#### 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和五十九年栃木県規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center"><b>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</b></p> <p>(施用上の注意等の表示義務)</p> <p><b>第一条</b> 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)</p> <p>第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、別表の第一欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に同表の第二欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(生産業者の報告)</p> <p><b>第二条</b> 前条に規定する普通肥料若しくは指定混合肥料の生産業者又は法第二十二條の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、前年に生産した普通肥料、指定混合肥料又は特殊肥料について、その種類、登録番号(指定混合肥料及び特殊肥料にあつては、名称)、生産量及び出荷量を生産事業場別に知事に報告するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p align="center"><b>肥料取締法施行細則</b></p> <p>(施用上の注意等の表示義務)</p> <p><b>第一条</b> 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)</p> <p>第四条第一項第七号若しくは同条第二項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、別表の第一欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に同表の第二欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(生産業者の報告)</p> <p><b>第二条</b> 前条に規定する普通肥料若しくは指定配合肥料の生産業者又は法第二十二條の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、前年に生産した普通肥料、指定配合肥料又は特殊肥料について、その種類、登録番号(指定配合肥料及び特殊肥料にあつては、名称)、生産量及び出荷量を生産事業場別に知事に報告するものとする。</p> <p>2 略</p>

別表5の項及び6の項を次のように改める。

5 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成

分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

(注) 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）内にその由来する動物種を記載することができる。

6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用される場合があるもの

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

(注) 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）内にその由来する動物種を記載することができる。

肥料取締法「指定配合肥料」や「指定混合肥料」及び「肥料取締法施行細則」や「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に定める。

**説 明**

以上の記載は、令和11年11月1日現在に於ける。

(詳細は別添)